

101号建物空調機部品交換

件名	101号建物空調機部品交換				
図名	表紙			縮尺	—
業務隊長	管理科長	営繕班長	企画	ボイラー係長	作成者
					
陸上自衛隊 竹松駐屯地業務隊				令和5年2月8日	

仕 様 書

1 場 所

長崎県大村市富の原1丁目1000 陸上自衛隊竹松駐屯地 警衛所 (No101)

2 概 要

101号建物(警衛所)の空調機の部品交換作業を行う。

3 仕 様

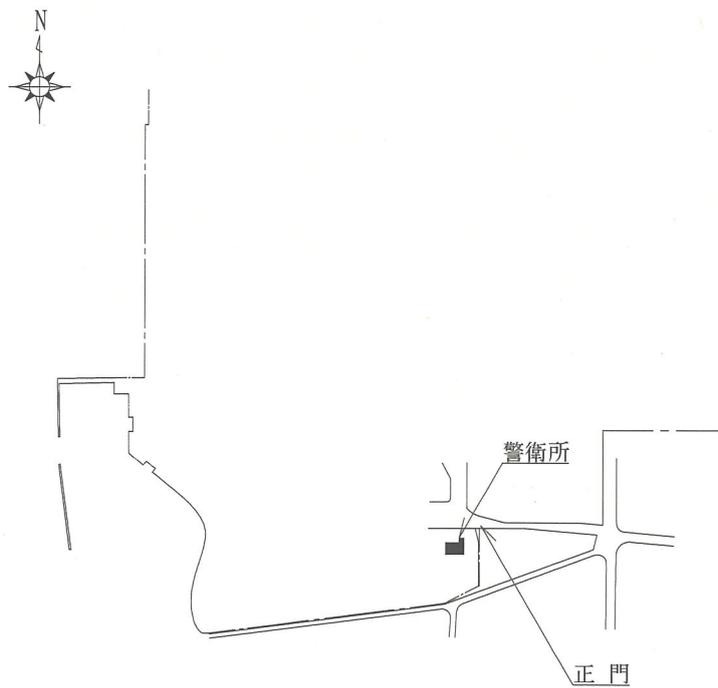
使用場所	機 種	役務内容
101号建物(警衛所)	ダイキン工業(株) RXUP224DH	・空調機部品交換 一式 ※別紙「交換部品一覧表参照」 ・付帯作業 試運転調整 一式 冷媒回収破壊作業 一式 真空乾燥 一式 冷媒充填 (R410A) 一式

4 一般事項

- (1) 本件に際し、疑義を生じた場合は、監督官と協議しその指示に従うものとする。
- (2) 本件に際し、他の構造物等に損傷を与えないよう十分注意するものとし、万一損傷を与えた場合は請負業者の責任において原形復旧するものとする。
- (3) 本件に際し、事故・火災防止及び第三者への被害等の安全管理には十分注意するものとし、万一災害等発生した場合は請負業者の責任において処置するとともに、速やかに監督官に報告するものとする。
- (4) 本件に使用する電気及び水は請負業者が負担するものとする。
- (5) 本件に際し、係官が指示した書類は速やかに作成し提出するものとする。
- (6) 作業終了時、現場の清掃及び片付けを実施するものとする。
- (7) 写真は作業前、作業中、作業後、その他監督官から指示された箇所を撮影し、1部アルバムとして整理し提出するものとする。
- (8) フロンガス回収及び破壊については、都道府県知事から登録を受けた「第一種フロン類充填回収業者」が施工すること。また、施工後「フロン類回収証明書」及び「フロン類破壊証明書」を監督官へ提出すること。
- (9) 冷媒管、ドレン管、ケーブル、リモコン線等は既存を再使用すること。また、軽微な補修等は請負業者の負担において実施すること。
- (10) 本工事に使用する材料は全て新品とし、監督官の検査を受け合格後使用すること。
- (11) 工事完了後、監督官立会のもと、試運転調整を行い不備があれば調整すること。



案内図 S = 1 : X



配置図 S = 1 : X

交換部品一覧表

部品名	数量	規 格
スクロール式圧縮機	1個	2410456
防振ゴム(3個セット)	1個	2286848
圧縮機取付ボルト組立品	3個	2311775
クランクケースヒータ	1個	2015945
電動弁	1個	2538023
電動弁本体	1個	2204606
電動弁本体	1個	2200116
電動弁コイル	1個	2282745
電動弁コイル	1個	2113375
電動弁コイル	1個	2114462
圧力センサ	1個	2227003
低圧圧力センサ	1個	2226992
プリント基板組立品	1個	2453857
短絡用コネクタ	1個	135234J
コネクタ接続組立品	1個	2233712
インバータ組立品	1個	2523275
ワイヤハーネス	1個	1933413
サーミスタ	1個	1782095
サーミスタ組立品	1個	2279376
サーミスタASSY	1個	2544125
サーミスタ組立品	1個	2279369
ファン電動機 完成品	2個	2406680
プロペラファン	2個	2269968